

せきね 知っ得! 通信

3

March

2012

発行: せきね FP 社会保険労務士事務所

〒947-0028 小千谷市城内 2-4-26 TEL0258-83-3048 FAX0258-83-3049

メール sekinekyrs@mountain.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.office-sekine.com>

2012 年3月

三寒四温の日々、春が待ち遠しく感じますね。

経営者や管理職の皆さんは、仕事上「人前で話す」「原稿を書く」ことを求められる場面も多いと思います。私もその度に苦しんでいる一人ですが、恥をかかないよう「伝えるとき」に気をつけるべき点について考えてみたいと思います。



略語・隠語に気をつける

自分が毎日、慣れ親しんでいる言葉でも、他人からすると初めて聞く言葉かもしれません。専門用語はもちろん、地域内・業界内の略語も気を付けなければなりません。

例えば、新潟市の方は「**県立新潟高校**」を「**ケンタカ**」といますが、私は最初さっぱり意味不明でした。同様に、**小千谷高校**を「**ヤコウ**」、**新潟大学**を「**シンダイ**」と言っていますが、誰にでも通じると思ったら大間違いですね。職場での隠語も要注意です。

話は違いますが、巷の若者の略語・隠語は頭に來ます。例えば、女子高生が「**リアジュウ**」というのは、恋愛などがうまくいき「**リアルが充実している**」という意味らしいです。わからない方が格好悪いような空気・・・許せません！やめてほしい。

間違えやすい言葉に注意

賢そうに話している人に言葉の言い誤りがあると、ガッカリすることがあります。

例えば、「**×固執(コシュウ)する**」→「**○コシツする**」、「**×法律の遵守(ソンシュ)**」→「**○ジュンシュ**」、「**×不測の事態を予測して**」→「**○不測の事態に備えて**」などはよくある間違いです。文章で「**×専門**」→「**○専門**」、「**×親不幸**」→「**○親不孝**」の間違いもよく見かけます。

重複表現に注意

「頭痛が痛い」・・・とは言いませんよね。これと同じように、執筆時に、誤って同じ意味を重ねていることがあります。

「**×まだ未解決**」→「**○まだ解決していない、未解決**」、「**×過半数を超える**」→「**○半数を超える、過半数を占める、過半数に達する**」、「**×全て一任する**」→「**○一任する、全て任せる**」、「**×お体ご自愛ください**」→「**○お体大切に、ご自愛ください**」

うっかり使っているものもありそうです。気をつけたいですね。

漢字の使い分け

「**決済**」⇔「**決裁**」、「**清算**」⇔「**精算**」、「**債権**」⇔「**債券**」、「**保障**」⇔「**保証**」⇔「**補償**」など。適切に使い分けられるといいですね。

・・・以上、参考になれば幸いです。

4月納付分より協会けんぽの保険料率が引き上げられます！

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、平成24年度の保険料率の引き上げを決定しました。今回の改定においては、上昇幅、改定後の率とも過去最高。半数を超える都道府県で10%台となります。適用は、平成24年3月分（4月納付分）からです。

1. 健康保険料率

新潟県 9.43% → 9.90%（使用者・労働者 4.95%ずつ）

2. 介護保険料率

全国一律 1.51% → 1.55%（使用者・労働者 7.75%ずつ）



保険料は、標準報酬月額×上記の率

40歳以上65歳未満の介護保険第2被保険者は 標準報酬月額×（上記の率+1.55%）
計算して出た保険料の額を労使折半で負担します。

● 中小企業の「後継者不在」の状況は？

株式会社帝国データバンクでは、後継者の実態について分析可能な信用調査報告書(2008年以降)のある約41万社を対象に国内の後継者不在企業の実態を分析し、その結果が発表されました。



◆約3分の2が「後継者不在」

株式会社帝国データバンクでは、後継者の実態について分析可能な信用調査報告書(2008年以降)のある約41万社を対象に国内の後継者不在企業の実態を分析し、その結果が発表されました。

「後継者不在」 65.9%（国内企業の約3分の2に相当する企業）

◆地域別に見るとどうか？

調査対象企業（40万8,954社）のうち、後継者不在企業は26万9,488社。

割合の高い地域は、北海道（**71.8%**） 中国（**71.3%**） 近畿（**68.6%**）

関東（**67.9%**） 中部（**65.6%**）

沖縄県では実に**81.4%**、都道府県別で唯一、8割を超える結果。

◆業種別に見るとどうか？

1位・・・サービス業（**72.1%**）

2位・・・建設業（**69.6%**）

3位・・・林業・狩猟業（**69.1%**）

4位・・・不動産業（**68.0%**）

5位・・・卸売・小売業、飲食店（**64.8%**）



◆後継者不在の原因は？

(1) 「後を継ぐ子がない」

少子化により、多くの企業には後継する子自体がないことが原因。

(2) 「子が後を継がない」

子が「厳しい経営環境にあえて飛び込む必要はない」と考えていることが原因。

(3) 「子が後を継げない」

子が会社を継ごうとしても「経営能力」が備わっていないことが原因。

◆100人以下の事業主にも適用

男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方の実現を目指し、平成21年に「育児・介護休業法」が改正されました。これまで、従業員100人以下の事業主には、下記の制度の適用が猶予されていましたが、平成24年7月1日よりすべての事業主に適用されますので、注意が必要です。

◆短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

- (1) 事業主は、3歳に満たない子を養育する社員について、本人が希望すれば利用することのできる「短時間勤務制度」を設けなければなりません。
- (2) 「短時間勤務制度」は、就業規則に規定しているなど制度化されている必要があり、運用されているだけでは不十分です。
- (3) 「短時間勤務制度」は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければなりません。



◆所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する社員が申し出た場合、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合、事業主は従業員の請求を拒むことができます。

◆介護休暇について

要介護状態にある家族の介護や世話をを行う社員は、事業主に申し出ることによって、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。



◆近づく全面施行を前に

いずれの制度についても、新たに対象となる事業主はあらかじめ制度を導入したうえで、就業規則などに記載し、従業員に周知する必要があります。

また、適用除外にできる社員の要件などにも注意が必要です。全面施行が近づいていますので、早急に導入に向けた準備が必要です。



就業規則の改定にお困りの際は、ぜひ当事務所にご相談ください。

平成24年
3月29日
まで

平成24年2月末、国税庁パブリックコメントが提出されたことにより、法人の終身がん保険契約の税務上取り扱いが3月30日以降変更になる予定です。がん保険で節税をお考えの場合はどうぞお早目に。

法人契約の終身がん保険の保険料の税務上の取り扱い



●平成24年3月29日までに契約した保険について

⇒今後もその契約の支払い保険料については **全額損金** として経費に算入

●平成24年3月30日以降に契約する保険について

⇒支払い保険料は **1/2損金** として経費に算入。

3月29日には契約が完了していないといけません。ご検討の際はお早目に。

メリット

- ・従業員全員を加入させる必要はない！
- ・解約返戻金を活用できる！
- ・全額損金に算入できるため節税できる！

法人保険についてご相談承っております!! お気軽にお問合せください。

●●●●●●●●●● 当事務所からご連絡 ●●●●●●●●●●

今年の1月から新メンバーが加わりました。

新保 敬子(しんぼ ゆきこ)さん

月に3~4日、事務所内でお手伝いいただいています。皆様とはお電話でお会い(?)することもあると思います。どうぞよろしく願いいたします。普段はパッチワークの先生をされていますよ!!

新保さんから一言

御縁あって、月に数日お手伝いをさせていただくことになりました。

普段は、パッチワークキルトを作ったりご近所の方に教えたりしております。

今回は違う分野でのお仕事で、慣れるまで少しお時間をいただくことになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

お仕事
カレンダー

- 3/10 ●一括有期事業開始届の提出 (建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 3/15 ●所得税・贈与税の申告・納税期限
- 所得税の確定申告書の提出
 - 所得税の更正請求(前年度分)
 - 個人青色申告承認申請書の提出 (新規適用のもの)

- 3/15 ●確定申告税額の延納の届出書の提出
- 所得税確定損失申告書の提出
 - 贈与税の申告(前年度分)
 - 個人の道府県民税・市町村民税の申告
 - 個人事業税の申告
- 3/31 ●2月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 個人事業者の消費税の確定申告
 - 1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中間申告
 - 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告